

作成日 令和6年6月5日

令和6年度 施行

## デジタル副読本制作業務委託

(教育推進課教育推進係)

公示用

## デジタル副読本制作業務委託

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	摘 要
企画代		1	式		
組版代		196	頁		
製版・画像補正代		220	箇所		
デジタル化		1	式		
小 計					
再 計					
消 費 税 10 %					
合 計					

# デジタル副読本制作業務委託仕様書

## 1 委託業務名

デジタル副読本制作業務委託

## 2 趣旨

本仕様書は、芽室町内小学校3・4年生が使用する社会科デジタル副読本「めむろ学」（以下「副読本」という。）の制作業務委託に関する基本的な事項を定め、児童用電子端末で見やすく、分かりやすい副読本を作成することで、子どもたちの地域における社会生活の総合的な理解に関する学習へ寄与すること、また、学校におけるICT環境が整備されたことから、GIGAスクール構想に対応するため、デジタル版の社会科副読本を作成することを目的とする。

## 3 委託期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

## 4 委託業務内容

- (1) 副読本（現行の社会科副読本「めむろ学」と同程度のページ数）を作成すること。
- (2) 小学校学習指導要領との整合性を確認し、編集にあたること。
- (3) 地域学習のために必要な資料収集や写真撮影の視点・方法を提案すること。
- (4) 小学校3・4年生の発達段階に応じた表記や学年別配当漢字に配当されている漢字を使用し、文章校正を行うこと。
- (5) 編集会議で必要とする図表・地図・イラスト等を提供、作成すること。
- (6) 資料及びデータ等を児童が理解しやすいように編集・デザインを行うこと。
- (7) 各学年の学習内容を踏まえた編集・レイアウト及び表記・表現を提案すること。
- (8) 全国や北海道内の社会科副読本の情報や教科書に配慮されている情報・資料を提供すること。
- (9) 編集会議への参加及び助言を行うこと。
- (10) 現行の執筆にあたっての助言及び校正を行うこと。
- (11) その他、作成に必要な業務を行うこと。

## 6 納品する成果物

副読本のデジタルブック DVD-ROM 2枚

## 7 著作権等について

委託者により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、芽室町教育委員会に帰属するものとする。成果物に受託者または第三者の著作権が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、芽室町教育委員会は委託業務の成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

## 8 その他

- (1) 仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、芽室町教育委員会との協議のもとに適切に遂行すること。
- (2) 副読本作成の専門スタッフが必要に応じて編集会議に参加し、作成上の留意点等をアドバイスすること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作権人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証し、万が一これらの権利に抵触した場合は、受託者の責任を持って処理すること。
- (4) 受託者は、令和7年度以降、当該著作物を改訂するにあたり、内容を変更することに同意するものとする。
- (5) デジタルブックは、WindowsOS、iOS、ChromeOS等の一般的な学習者用端末における最新版のブラウザで動作し、閲覧できるものとし、そのデータ形式についても、一般的なウェブサーバーに掲載ができるものとする。また、データ容量については、芽室町教育委員会と協議し、画像等の数量又は解像度等により調整を行うこと。